

## ○岩手県警察再被害防止要綱の制定について

平成13年9月28日  
岩刑事第100号  
岩警務第60号  
岩生安第88号  
岩交通第52号  
岩警備第74号

警察本部長

〔沿革〕 平成16年3月岩捜一第108号、19年7月岩刑事第42号、岩警務第31号、岩生安第50号、岩交通第43号、岩警備第34号改正

各 部 長  
首 席 監 察 官  
各 所 属 長

この度、加害者による、被害者に対する再被害及びその他の事件関係者に対する被害の絶無を期すため、別添のとおり「岩手県警察再被害防止要綱」を制定し、平成13年10月1日から施行することとしたので、本通達の趣旨に沿って、適切な再被害防止措置を講じられたい。

なお、岩手県警察犯罪被害者等保護システム運用要綱の制定について（平成9年12月15日付け岩刑事発第98号、岩警務発第87号、岩生安発第120号、岩交通発第99号、岩警備発第142号）は、廃止する。

### 別添

#### 岩手県警察再被害防止要綱

（目的）

**第1** この要綱は、犯罪の被害者又はその親族（以下「被害者等」という。）が検挙した犯罪の被疑者（以下「加害者」という。）により再び危害を加えられる事態を防止することが、被害者等の基本的な要望であるとともに、被害申告を容易にするなど捜査上も不可欠であることにかんがみ、再被害を受けるおそれの大きい被害者等の保護に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（再被害防止対象者）

**第2** この要綱において、再被害防止対象者とは、犯罪の被害者等で、犯罪の手口、動機及び組織的背景、加害者と被害者等との関係、加害者の言動その他の状況から、加害者から再犯による生命又は身体に関する犯罪被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的な再被害防止措置を講じる必要があるものとして、岩手県警察再被害防止対策委員長（以下「委員長」という。）が指定する者をいう。ただし、再被害防止対象者が、「暴力団対策関係者等に対する保護対策要綱の全部改正について」（平成7年3月8日付け岩刑事発第29号、岩警務発第29号、岩生安発第49号、岩交通発第33号、岩警備発第24号）の保護対象者に該当するときは、本要綱第4の再被害防止措置の実施に関する規定（加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報に係る部分を除く。）は適用せず、暴力団対策関係者等に対する保護対策要綱に基づく保護対策を実施することとする。

（再被害防止対策委員会）

**第3** 再被害防止対象者の保護措置を的確に推進するため、本部に岩手県警察再被害防止対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、再被害防止対象者の指定及び指定期間の延長並びに指定の解除を決定するものとする。

3 委員長は、本部長を、副委員長は、警務部長を、委員は生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長及びその他委員長が指定する者をもって充てる。

- 4 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。
- 6 委員会に関する庶務は、警務部県民課において処理する。  
(再被害防止対策部会)

**第4** 委員会に、次の再被害防止対策部会（以下「部会」という。）を置く。

- (1) 再被害防止対策生活安全部会
  - (2) 再被害防止対策刑事部会
  - (3) 再被害防止対策交通部会
  - (4) 再被害防止対策警備部会
- 2 部会の所掌事項は、次のとおりとする。
- (1) 再被害防止対象者の指定に関する予備的審査を行うこと。
  - (2) 再被害防止対策計画の検討に関すること。
  - (3) 再被害防止対策の関連情報収集及び記録保管に関すること。
- 3 部会長は、各部長をもって充てる。
- 4 部会員は、部会長が指名する。
- 5 部会長は、必要に応じて部会を招集し、その議事を主宰する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に対し、部会への出席を求めることができる。
- 7 各部会に関する庶務は、各部庶務担当課において処理する。  
(再被害防止対象者の指定及び通報等)

**第5** 署長又は本部事件主管課長は、捜査担当部会に対し、再被害防止対象者の指定及び指定の解除等について、審議を求めなければならない。

- 2 署長又は本部事件主管課長は、犯罪を検挙し、再被害防止対象者に指定する必要がある被害者等を認めたときは、再被害防止対象者指定上申書（様式第1号）により、捜査担当部会を経由して、委員会に再被害防止対象者の指定を上申するものとする。  
また、被害者等からの相談、関係機関からの通報等があった場合には、当該相談等に関係する所属長は、再被害防止対象者の指定の要否について検討し、必要に応じ、再被害防止対象者（相談等）指定上申書（様式第2号）により、捜査担当部会を経由して、委員会に再被害防止対象者の指定を上申するものとする。
- 3 委員長は、指定の上申があった被害者等が、再被害防止対象者に該当すると認めるときは、当該被害者等を再被害防止対象者に指定するものとし、再被害防止対象者指定通知書（様式第3号）により関係所属長に通知するものとする。
- 4 委員長は、再被害防止対象者を指定したときは、再被害防止対象者及び加害者の住居地、勤務地等を勘案し、一の警察署を再被害防止措置実施警察署に指定するものとする。
- 5 再被害防止措置実施警察署に指定された警察署の署長（以下「再被害防止措置実施警察署長」という。）は、原則として警察署の担当課長を再被害防止担当官に指定するものとし、再被害防止担当官に異動があったときは、新たに指定を行い、組織的・継続的な再被害防止措置の実施に遺漏なきを期するものとする。
- 6 再被害を防止する上で関係を有する警察署が他の都道府県警察に属するときは、再被害防止措置実施警察署長は、再被害防止責任者を経由して、当該都道府県警察の対応する本部捜査等担当課長（本部捜査担当課長又は本部各部において一の担当課を定める場合にあつては、当該担当課長をいう。以下同じ。）を通じ当該警察署長に協力を依頼するものとする。  
(再被害防止措置の実施)

**第6** 再被害防止措置は、原則として、次の分担により、相互に緊密な連絡を保ち、実施するものとする。

- (1) 再被害防止責任者  
本部の事件主管課長を再被害防止責任者に充て、再被害防止措置の実施に必要な関連情報を集約・分析し、再被害防止措置の実施について、再被害防止措置実施警察署

長を指導する。

(2) 再被害防止連絡責任者

連絡責任者には本部事件主管課補佐をもって充て、連絡責任者は、再被害防止責任者の指揮を受け、再被害防止措置の実施及び関係所属との連絡調整に当たる。

(3) 再被害防止措置実施警察署長

再被害防止措置実施警察署長は、事案に対応した総合的な体制を確立するとともに、再被害防止措置を実施するうえで関係を有する警察署長と連携の上、2に定める措置事項の実施に当たる。

(4) 再被害防止担当官

再被害防止担当官は、再被害防止措置実施警察署長の指揮を受け、再被害防止措置の実施及び関係所属との連絡調整に当たる。

(5) 本部被害者対策担当課長

本部被害者対策担当課長は、再被害防止対象者の指定及び再被害防止措置の実施について、本部捜査担当課長からの連絡によりその状況を把握するとともに、本部捜査担当課長に対し、本要綱の運用及び被害者対策に関連する事項について助言・協力する。

2 措置すべき事項は次のとおりとする。

(1) 関連情報の収集

再被害防止措置の実施に必要な関連情報を収集するものとする。

(2) 再被害防止対象者に対する措置

再被害防止対象者への連絡体制を確立し、その要望を把握するとともに、非常時の通報要領、自主警戒等について防犯指導を行い、必要に応じ、所要の警戒措置を講ずるものとする。

なお、再被害防止対象者から加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報について教示を求められた場合又は再被害防止のために必要な場合には、別に定めるところにより、関連情報を教示するものとする。

(3) 加害者に対する措置

加害者の動向把握を行うほか、必要に応じ、指導警告等の措置を実施するものとする。

また、刑罰法令に触れる行為を認知した場合には、厳正に対処するものとする。

3 再被害防止措置実施警察署長は、再被害防止対象者が指定されたときは、再被害防止責任者と協議のうえ、再被害防止対策計画書（様式第4号）により保護対策計画を策定するものとする。

4 保護対策計画の策定に当たっては、再被害防止対象者の意向、予想される事案態様及び範囲、その背景となっている事情等を総合的に勘案し、策定するものとする。

（指定期間の延長及び解除等）

**第7** 再被害防止措置実施警察署長は、指定期間経過前に指定期間延長の可否を検討し、その必要があると認めるときは、再被害防止対象者指定期間延長上申書（様式第5号）により、捜査担当部会を経由して委員会に指定期間の延長を上申するものとする。

なお、指定期間内であっても、指定の必要がなくなると認めるときは、再被害防止対象者指定解除上申書（様式第6号）により、捜査担当部会を経由して委員会に指定解除を上申するものとする。

2 委員長は、指定の日から1年を経過したとき又は前項の上申を受け指定の必要がなくなると認めるときは、再被害防止対象者指定解除通知書（様式第7号）により関係所属長に通知するものとする。

3 協力依頼を実施している他の都道府県警察への指定解除通報は、再被害防止責任者を経由して、当該都道府県警察の対応する本部捜査等担当課長を通じ当該警察署長に行うものとする。

（関連情報の秘密の厳守）

**第8** 関連情報は、適正に管理し、その秘密を厳守するものとする。

(刑事施設等との連携等)

**第9** 再被害防止措置の実施に当たっては、別に定めるところにより、検察庁、刑事施設(刑務所、少年刑務所及び拘置所をいう。また、受刑者を収容する少年院を含む。)、地方更生保護委員会及び保護観察所と連携するものとする。

2 再被害を防止する上で加害者の釈放の有無を把握する必要があるときは、刑事部刑事企画課長を経由して、照会するものとする。

(本要綱の準用)

**第10** 被害者等以外の関係者(捜査を行うに当たり関係を有することとなる全ての者をいう。)について、被疑者の逆恨み等により加害行為の対象となるおそれがあり、保護措置を実施する必要がある場合には、本要綱を準用し、再被害防止対象者(被害者等以外の関係者)指定上申書(様式第8号)により、指定を上申するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

(施行前における保護対象登録事件の措置)

2 この要綱の施行の際、現に保護対象事件として登録し、保護措置を講じている事件については、なお従前の例による。

※様式は、公表しない。(公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。)